

三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和2年3月 三朝町教育委員会

1. 趣旨

文部科学省は、平成31年1月に学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

さらに令和元年12月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正に伴い、ガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされたことから、三朝町教育委員会においても教育職員の勤務時間の上限に関する時間等を定めた方針を策定し、実効性を担保しつつ、町立学校における「働き方改革」の実現に向けた取組を推進する。

2. 本方針の対象者

本方針は、町立学校に勤務する教育職員（給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員）を対象とする。

なお、給特法の対象とならない職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

3. 勤務時間の上限時間

(1) 対象となる勤務時間

勤務時間外において、いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含め、教育職員が学校教育活動に関する時間として、出退勤管理システム等で外形的に把握することができる時間を対象とする。

なお、職務として参加する校外研修や校外学習や部活動など児童生徒等の引率等の職務に従事している時間も対象時間とみなす。ただし、自らの判断に基づいて行う勤務時間外の自己研鑽及び業務外の時間及び休憩時間は除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、この方針の対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限時間

① 1か月の在校等時間の総時間から「三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）」（以下「条例」という。）で定める勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること。

② 1年間の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

① 上記(2)を原則としつつ、学校事故や児童生徒の指導上の重大事案が発生するなど、臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、勤務を要する日の在校等時間のうち、1か月の超過勤務時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務時間の1か月あたりの平均が、80時間を超えないようにすること。

- ② また、超過勤務時間の1年間の合計が、720時間を超えないようにすること。なお、この場合においては、勤務を要する日の在校等時間について、超過勤務時間の1か月の合計が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

4. 実効性の担保

この方針の実効性を担保するため、サービス監督権者である教育委員会は以下の取組を進める。

- (1) 教育委員会は、学校、教育職員と協働して「教育職員の長時間勤務縮減に向けた取組」を進め、「学校における働き方改革」を総合的に推進する。
- (2) 学校内で勤務時間の上限時間を超えた教育職員がいる場合は、長時間化を防ぐための業務分担の見直しや必要な環境整備等を検討し改善に努める。
- (3) 本方針について町長と共通認識のもと、必要に応じて状況等を報告するなど連携して取り組む。

5. 留意事項

- (1) この方針は、上限時間まで勤務を行うことを示すものではなく、在校等時間の長時間化を防ぐことを目的に取り組むべきものであり、上限時間の遵守のみを求めるものではない。
- (2) 所属長は、学校内ではICTの活用等により客観的に計測し、校外活動等の時間についても、本人への聞き取りや報告書の提出等により勤務内容の把握に努めるなど、客観的な方法により計測する。
- (3) 教育職員の休憩時間や休日の確保等については、労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 次のことに留意し、教育職員の健康及び福祉を確保する。
 - ① 教育委員会は、在校等時間が長時間化傾向にあり、一定時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導や健康診断を実施する。
 - ② 所属長は、終業から始業までに一定の継続した休憩時間を確保する。
 - ③ 教育委員会及び所属長は、年次有給休暇等の休日について、まとめた日数を連続して取得することを促進する。
 - ④ 教育委員会は、教育職員のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス対策として、必要に応じ産業医等による助言指導や保健指導を受けさせる。
- (5) 上限時間の遵守が形骸化し、学校教育にあって真に必要な活動をおろそかにすることがあってはならない。また、業務の持ち帰りは行わないこと。自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、方針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこと。また、虚偽の在校等時間の記録を残す、又は残させることがあってはならない。

6. その他

本方針は令和2年4月1日から適用することとし、町立学校の教育職員における働き方改革の実施状況等の把握に努めるとともに、着実な取組を進めるものとする。